平成28年度北秋田市障がい者就労施設等優先調達方針

平成28年７月１日

告示第37号

１　方針の趣旨

　　この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第９条の規定に基づき、北秋田市における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

２　用語の定義

　　この方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

３　適用の範囲

　　この方針の適用範囲は、北秋田市の全組織とする。

４　調達の対象となる障がい者就労施設等

　　調達の対象となる障がい者就労施設等については、法第２条第２項に規定する施設とする。

５　調達の対象品目

　　障がい者就労施設等から調達することができる物品等は別紙のとおりとする。

６　調達の目標

　　調達の目標額は、前年度の調達実績額を上回る額とする。

７　調達実績の公表

　　この方針に基づき毎年度に調達する物品等の実績の概要は、翌年度６月中に取りまとめ、市のホームページ等により公表する。

８　調達の推進方法

　　次の方法により、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

　（1） 障がい者就労施設等が提供できる物品等については、施設等からの協力を得て随時情報を収集し、調達することができる物品等を周知する。

　（2） 北秋田市の全組織において、障がい者就労施設等へ発注可能な物品等について十分に検討する。

　（3） 障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、予算の適正な使用並びに透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて地方自治法施行令（昭和23年政令第16号）及び北秋田市財務規則（平成17年北秋田市規則第38号）による随意契約を締結するなど、物品等の調達を積極的に推進する。

９　方針に関する担当窓口

　　この方針に関する担当窓口は、健康福祉部福祉課とする。